とかち新聞
主筆 松山明
【発行所】北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話185番
本紙購読料　1カ月50円　1カ年前納の場合500円

高橋町長 ついに違法を認める

現地法廷で事実上の"判決"

裁判長職権で和解

近年前の足寄駅通り国道の拡巾工事にかかわる足寄町長高橋宗蔵氏のつぶれ地問題についての本紙の記事が名誉を毀損したとして損害賠償金八十万円請求の民事訴訟事件（原告高橋宗蔵、被告松山明）の現地審理は一月二十二、二十三の両日にわたっておこなわれた。

釧路地方裁判所帯広支部から下門支部長判事、弓削、柴田判事、植松書記官らが来町して、二十二日午前十時から高橋原告代理人海老名弁護士、松山被告らとともに問題のつぶれ地、交換地の現状を調査したあと、午後一時から公民館の一室を臨時法廷にして証人尋問をおこなった。

はじめに原告側証人として出廷した甲斐扇蔵氏にたいして、海老名弁護士、松山被告、各判事からは尋問がおこなわれたが、甲斐氏は当時の国道舗装促進期成会長として陳情運動には協力したが、つぶれ地の関係にはなにもタッチしなかったということで特別な証言は得られず簡単におわり、つづいて被告側証人の鎌田衛氏にたいして松山被告、海老名弁護士、各判事の順で尋問がおこなわれたところ鎌田氏は当時の議員としてこのつぶれ地、交換地問題を議会で論議した事情、自治法、土地区画整理法町条例などに違反している事実を証言した。

二十三日は午前十時から原告高橋宗蔵氏を証人として海老名弁護士が尋問したのにたいして高橋氏は

一、国道拡巾にともなう用地を支障物件の解決は町が責任を負わされた

二、国には予算がないので町が代替地をあたえ、議会の協議会で諒承を得た

三、国から三百七十八万円の土地代金はきたが、各人には代替地をあたえてあるので、これは町の収入となる

などの証言があった。

つづいて午後一時から松山被告が高橋被告を尋問したところ高橋氏は

一、私は昨年帯広検察庁へ「とかち新聞」の記事は名誉毀損として松山被告を訴えたが、これは不起訴となった

二、はじめからつぶれ地が国に譲渡すことを条件に承諾した

三、土地代金は各人に支払われたもので町の収入ではない

四、議会の協議会は正式のもので[illegible]

多く依然として代替地八百坪余は未処理のままになっていない者、その土地へ自分の親類人（五十嵐、大館氏ら）を入れて補償金をとっており、以前に自分の土地を買った人（新井、桜井、八木沢氏ら）を入れている点、支庁提に指摘されたようにこれらのことは改めてゆくことを証言せざるを得なくなったので、事態は一変した形で、その場で裁判長の職権による和解勧告の段階となった。

問題は釧路へ

下門裁判長は、高橋原告が訴訟の争点であるつぶれ地にたいする土地代金、土地交換処分についての松山被告の主張を認め、これまでの行政措置は違法であったことを証言したので、被告にたいする名誉毀損・損害賠償金の請求は成立しなくなったので和解にのり出したもので、個別に双方の言い分をきいた結果、事実上の判決とも[illegible]原告は国道拡巾工事によるつぶれ地[illegible]かるべき形で[illegible]れ地および交換地について足寄町長としてとった措置は正式な手続きを経なかったことを認め速やかに改めるなどをもった和解調書を示してきまりをつけたものだ。

これによって高橋原告が提起した損害賠償金請求事件はとりさげとなったが、松山被告が釧路地方裁判所に提起していた釧路行政措償と職員取消しの行政訴訟は残っているので、問題はそちらへうつて違法の実態が究明されることになるが、その日取りは二月四日午後一時と決定した。

高橋町長が名誉毀損による損害賠償金請求事件として昨年の三月に訴訟をおこしたために、釧路地裁帯広支部ではこれまで名誉毀損になるかどうかを充分に調べ証拠の提出を求め、証人も呼び、現地も調べたところで訴えた本人が非を認めた事件だけに、本部の釧路地裁はこの記録をそっくり引きついで審理することになるので結論は[illegible]ここでの判決まで町の違法措置が是正されているかどうかにかかっているといえよう。

社説　責任はどうなる

（1）

ちょうど一年前のいまごろ、本紙は高橋町長にからんだ国道つぶれ地問題の真相を報道したところ、違法を侵した町長の方が反省するのではなくて、議会の多数派をバックにして逆に本紙の責任者である松山社長を名誉毀損で告訴する暴挙をあえておこなったものである。

（2）

しかし一年後のこんにち、この高橋町長の訴えはしりぞけられ、本紙の報道に名誉毀損の事実はないとし不起訴となったばかりではなく、一月二十三日に足寄町公民館でひらかれた現地裁判において高橋町長は、本紙が指摘したとおりに自己のつぶれ地にかかわる行政措置は違法であったことを裁判官に申し立てたのである。

（3）

違法な行政措置で土地をとったのは町長であり、その事実を報道した本紙を犯罪者扱いにしてこの一年間あらゆる妨害行為をつづけてきたのだから被害者は本紙の方であり、ことここにおよんでは当然こちらの方から損害賠償請求その他の対抗措置をとるべきところだが町長がその非を認めてこんごそれを改めるというし、裁判官もこちらの主張がとおったので和解をしようようしたので一応この〃八十万円請求事件〃だけは区切りをつけたのである。

（4）

しかし問題はこれからであり、こんご町長側が違法な行政措置をどう改めてゆくのか、裁判官に和解調書で約束した事項をどう実行してゆくのかを監視してゆかねばならないのである。

（5）

せっかくこちらが紳士的に温情をもって和解に応じたのに、それへの反省もなく依然として違法な行政措置を改善されないのでは、この和解の効果がなくなるので、それにたいする〃保証〃として釧路地方裁判所での行政訴訟は残してあるのであって、そこでの判決は町長が違法な行政措置であったことを認めたそのことを前提とすることは当然のなりゆきである。

（6）

事態をここまで追い込んできたこのブザマな足寄町政を[illegible]な議場な議者諸氏はなんとみるのであろうか。高橋町長いそれをかばってきた議会多数派はこの事態になんの責任も感じないのであろうか。

職員の給与改定

第一回陸別町議会

昭和四十年陸別町第一回陸別町議会は一月二十二日午前十時三十五分に開会、まず国安議長から一月十二日開催の町村議長会で、かねて足寄町から要請のあったオンネトー管理の費に対する負担金について、本別、足寄、陸別の三町を除き市は二十万円、町村は十万円とし翌十三日の議長会町村会双方からなる役員会で、当初予定八十万円を百万円に引き上げることが決定された、その他町村の一般職に対する給与改定は実施するが、三役特別職については冷害等の事情もあり本年度は改定しないことを申合せた、などの報告と、工藤町長から教員・土木事業は一月二十日に無事完了し、また天災融資も当町に三千九百万円が決定されたなどの報告をそれぞれ承認したあと

千葉助役　各地から冷害見舞品に対する救援物資や義えん金が来ており、北海タイムス社から七万円才末助け合い運動による寄金十一万円余、冷害関係で二十八万円余となっているがそれぞれ冷害農家や生活困窮家庭などへあん分して渡した、このほか日赤から現金で十五万七千円と三十三万七千百五十四円の二口と、米、麦粉、うどんなど来ているが、つい最近、[illegible]荷したものもありますが、[illegible]予想されるので、もう少しまとめてから配分したいと考えている

秋台議員「配分の際北海道タイムスと[illegible]いたがどちらか、[illegible]北海新聞社独自の金があるか

千葉助役　北海タイムス[illegible]金はタイムス社が集めたものの中から[illegible]

[illegible]

福川議員[illegible]は管外は[illegible]

八ミリ　カメラ　写真材料　のことなら
上野カメラ堂
足寄駅通り　Ｔ420

林業の合理化に!
チェンソー王座　マッカラー　スチール　代理店
宿舎、作業用コール
富田粉末、ローデ
有限会社 鈴[illegible]
足寄町[illegible]

皆様の
初荷に
豊富に
入れて[illegible]
贈答品[illegible]
京呉服なら[illegible]
どうぞ[illegible]
（寝具衣料）
足寄駅前　株式会社[illegible]